

新型コロナウイルスに関する注意喚起(その 45):  
フライト情報(シンガポール経由帰国便は現状利用不可)

令和 2 年 6 月 5 日  
在オークランド日本国総領事館

【ポイント】

・ 6月2日より、シンガポール(チャンギ空港)でのトランジット禁止措置が解除されたとの報道がありますが、現時点では、まだNZからシンガポール経由で日本へ帰国することはできないとみられます。

【本文】

・ シンガポールでトランジットするためには、当該フライトを運航する航空会社が航空局(CAAS)から事前に許可を得なければなりません(下記リンク参照)。現在のところ、シンガポールでのトランジット許可を得た航空会社はないようです。但し、今後許可を得る航空会社が出てくる可能性はあります。

〈CAASウェブサイト〉

<https://www.caas.gov.sg/who-we-are/newsroom/Detail/travelers-to-be-allowed-to-transit-through-changi-airport>

・ シンガポール航空の公式ウェブサイトには、「乗り継ぎ計画が確定すれば発表する。それまでは、チャンギ空港でトランジットはできない。」旨明記されています(下記リンク参照)。

〈シンガポール航空ウェブサイト〉

[https://www.singaporeair.com/en\\_UK/nz/media-centre/news-alert/?id=k88gnin9](https://www.singaporeair.com/en_UK/nz/media-centre/news-alert/?id=k88gnin9)

※ 各種国境措置(トランジット条件等)は頻繁に変更されるので、必ずご自身でも航空会社等に確認するようにしてください。

※ シドニー経由便やロサンゼルス経由便等の情報については、以下の新型コロナウイルス関連ページ(在ニュージーランド日本国大使館)をご覧ください。

[https://www.nz.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/corona\\_vrs\\_j.html](https://www.nz.emb-japan.go.jp/itpr_ja/corona_vrs_j.html)

\* 当館 HP(日本語)には、過去に発出したお知らせを掲載していますほか、当館 HP(英語)にも関連情報を掲載していますのでご覧下さい。また、在ニュージーランド日本国大使館の新型コロナウイルス関連ページに、関連リンク等を掲載しています。最新情報については、大使館のフェイスブックも合わせてご確認ください。

〈在オークランド日本国総領事館〉

[https://www.auckland.nz.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.auckland.nz.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html) (日本語)

[https://www.auckland.nz.emb-japan.go.jp/itpr\\_en/visa.html](https://www.auckland.nz.emb-japan.go.jp/itpr_en/visa.html) (英語)

〈在ニュージーランド日本国大使館〉

[https://www.nz.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/corona\\_vrs\\_j.html](https://www.nz.emb-japan.go.jp/itpr_ja/corona_vrs_j.html) (日本語)

[https://www.nz.emb-japan.go.jp/itpr\\_en/corona\\_vrs.html](https://www.nz.emb-japan.go.jp/itpr_en/corona_vrs.html) (英語)

<https://www.facebook.com/JICC.NZ> (フェイスブック)